

議 第 55 号

令和元年9月3日提出

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和39年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第12条第2項第1号中「、第2号又は第4号」を「又は第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（提出理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に準じ、本市消防団員に係る欠格条項を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。